

週休2日制適用工事に関するQ&A

Q&A利用上の注意

1. Q&Aの記載内容は、予告なく変更・移転・削除する場合がありますので、ご了承ください。
2. Q&Aの記載内容は、標準的な考え方を示しています。入札公告や特記仕様書等で特別に記載している内容については、Q&Aの内容に係わず、そちらの指示に従ってください。
3. 週休2日制適用工事を受注しようとする場合は、総務部契約検査課ホームページに掲載されている最新の要領や様式をご確認ください。

令和8年4月1日改正対応版

上 尾 市

目 次

制度全般について	1
現場閉所率の算定方法・考え方について	2
現場閉所日・振替日の考え方等について	3
現場閉所計画書変更時の連絡方法等について	5
工事現場における掲示について	7

制度全般について

Q1 なぜ、週休2日制適用工事を施行するのか。

A1 建設業全体で労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保することを目的として、「働き方改革実行計画」において示された、建設業における週休2日の推進等の休日確保の必要性等を踏まえ、休日数を増やし、より働きやすい職場環境づくりを推進するため、市の発注する工事においても週休2日制を適用し実施するものです。

Q2 週休2日制適用工事は全ての工事を対象とするのか。

A2 公共工事の発注者として建設業における週休2日を推進するため、対象外工事を除く全ての工事において週休2日制適用工事を実施することとしています。

対象工事は、一般競争入札においては、入札公告及び特記仕様書に、指名競争入札においては、入札に関する注意事項及び特記仕様書に、それぞれ週休2日制適用工事である旨が記載されますので、入札前に確認してください。

[上尾市「週休2日制適用工事」試行要領]または[上尾市建築工事における「週休2日制適用工事」試行要領]のどちらの適用となるかもあわせて確認ができます。

Q3 請負代金額の減額を受け入れれば、週休2日としない計画により工事を進めても良いか。

A3 現場施工着手前に提出する施工計画書及び工程表は、週休2日を前提とし、達成が可能な計画書を提出していただく必要があります。

現場完成時に、現場閉所実績報告書(様式1)等の確認結果により、完全週休2日(土日)や月単位の週休2日達成できていない場合には、請負代金額を減額することとなります。

なお、提出された工程表が通期の週休2日を前提としていない等の場合には、工事成績評価において休日の確保が行われていないものとして評価します。

Q4 工事着手前の施工計画書及び工程表の提出段階で、週休2日を確保するため工期延長を請求したいが、工期延長は認められるか。

A4 週休2日制適用工事は、設計段階で、施工に必要な実日数のほか、準備期間、不稼働日(土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇)や後片付け期間等を考慮した工期設定を行っているため、週休2日を確保することのみを理由とした工期延長は認められません。

Q5 週休2日が未達成となった場合のペナルティはあるか。

A5 当初の設計金額においては、完全週休2日(土日)の補正係数を使用して経費を補正しています。完全週休2(土日)が未達成となった場合は、補正していた経費分は

達成状況に応じて、減額します。

なお、通期の週休2日が未達成となった場合は、補正していた経費分の減額に加え、工事成績評定の工程管理の考査項目において、休日の確保が行われていないものとして評価します。

また、工事成績評定においては加点も減点も行いません。

Q6 年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間は対象期間に含まないとあるが、会社の就業規則等により、上記の期間以上に休暇を取った場合の扱いはどうなるのか。

A6 上記の期間以上の休暇を取った日数分については対象期間に含み、現場閉所日として扱います。

Q7 土木工事では、週休2日制適用工事の場合、共通仮設費及び現場管理費について補正を行うこととしているが、これらの経費について建築工事では補正(現場管理費については月単位の週休2日での補正)を行わない理由は。

A7 建築工事の場合、共通仮設費及び現場管理費については、共通費積算基準に基づき工期に応じて算出することになっていることから、これらの経費については週休2日(現場閉所(現場休息))を前提とした工期で設定するため補正はありません。

現場閉所率の算定方法・考え方について

Q8 土木工事の「完全週休2日(土日)」の取組において、週の定義を「月曜日から日曜日までの7日間」としている理由はなにか。

また、建築工事の「完全週休2日(土日)」の取組において、週の定義を「原則として土曜日から金曜日までの7日間」としている理由はなにか。

A8 土木工事においては、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合があることから、週の定義を「月曜日から日曜日までの7日間」としています。

また、建築工事においては、天候不順等の突発的な事象により、土曜日又は日曜日に現場作業を行わざるを得ない場合、同一の週内において現場閉所(現場休息)日の変更が可能となるように、週の定義を「原則として土曜日から金曜日までの7日間」としています。ただし、週を土曜日から金曜日までの7日間とすると、同一の週内における現場閉所(現場休息)日の変更が困難な場合は、工事着手前に受発注者間の協議により、週の定義を決定します。

Q9 月単位の週休2日における「暦上の土曜日及び日曜日の閉所では28.5%に満たない月」、建築工事の完全週休2日(土日)における「対象期間の日数が7日に満たない週」とはなにか。

A9 当月・当週の対象期間における土曜日及び日曜日を現場閉所しても週休2日(28.

5%)を達成できない月・週になります。

なお、上記の様な月・週については、当月・当週の対象期間における土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行ってれば、週休2日(28.5%)を達成しているとみなします。

Q10 当週・当月の対象期間における土曜日及び日曜日の合計日数が0日だった場合の扱いはどうなるのか。

例：現場施工着手日：10月28日(月) 当週・当月の対象期間：4日間

A10 上記の場合でも週休2日(28.5%)を達成しているとみなします。

Q11 工事後半等にまとめて休日(現場閉所日)を確保し、現場閉所率を算出しても良いか。

A11 週休2日制適用工事は、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現を目的として実施しており、制度の趣旨を鑑みて、完全週休2日(土日)を達成して頂くことが望ましいと考えています。

そのため、対象期間中は、土曜日及び日曜日の現場閉所に努めてください。

現場閉所日・代替休日の考え方等について

Q12 現場閉所日は、原則として土曜日及び日曜日とするとしているが、週ごとに曜日を変更することは可能か。

A12 現場閉所日は、毎週、定常的に取得することが望ましいため、原則として、週ごとに曜日を変更することは可としますが、工事の特性から、週ごとに曜日を計画的に変更することは可とします。

また、地元対応等による曜日の変更は、必要最小限の範囲で可とします(地元対応等で予定していた現場閉所日に作業が生じる場合は、前後7日以内に代替休日を確保するように努めてください。)

Q13 住民対応等で現場閉所日に作業が生じた場合で、作業日の前後7日以内に代替休日を設定した場合には、完全週休2日(土日)を達成したと認められるのか。

A13 地元対応等で、やむを得ず予定していた現場閉所日に作業が生じる場合は、原則として作業日の前後7日以内に代替休日を設定し、代替休日に予定どおり現場閉所した場合には、振替前の日を現場閉所したのものとして、完全週休2日(土日)の達成状況を判断します。

Q14 祝日は現場閉所日に含めて良いか。

A14 祝日は現場閉所日に含めて差し支えありません。なお、完全週休2日(土日)の取り組みにあたっては、現場閉所日について、週ごとに曜日を計画的に変更すること

は可能とします。

Q15 降雨、降雪等により、予定外に休日を取得することとなった場合は、現場閉所日に含めて良いか。

A15 降雨、降雪等による予定外の現場閉所は、現場閉所日に含めて差し支えありません。

また、振替作業日を設定することができますが、必須ではありません。なお、現場閉所日の変更については、工程表等を修正し受発注者間で共有するようにしてください。

Q16 予定していた現場閉所日に地元対応や自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、代替休日を設定しなければならないのか。

A16 予定していた現場閉所日に作業を行った場合には、振替作業日として扱い、かわりに前後7日以内に代替休日を設けてください。

なお、代替休日の設定が困難な場合は、受発注者協議の上で週休2日の対象外とすることができます。

Q17 午前または午後のみ現場閉所を行った場合(例:午前中に工事を実施し、午後に雨天等により現場閉所とした場合等)は、現場閉所日として扱えるか。

A17 要領では1日を通して現場が閉所された状態を現場閉所と定義していますので、終日現場閉所しない場合には、現場閉所日として扱えません。

Q18 夜間工事における現場閉所日の取り扱いはどのようになるのか。

A18 着手した日を作業日として計上し、24時間以上、現場閉所を行った場合に現場閉所日として扱います。

例:22:00 から翌 5:00 までの夜間工事の場合

金曜日22:00～土曜日5:00の作業は金曜日を作業日として計上し、

月曜日22:00～火曜日5:00の作業は月曜日を作業日として計上します。

※土曜日と日曜日は現場閉所日となるため、完全週休2日(土日)は達成となります。

Q19 対象期間や現場閉所率の算出におけるゴールデンウィーク、夏季休暇、年末年始休暇等の考え方は。

A19 夏季休暇(3日間)および年末年始休暇(6日間)は、週休2日制適用工事の対象期間外とし、それぞれの日数を超えた日数については、現場閉所日として取り扱ってください。また、ゴールデンウィークなどのその他の休暇については、現場閉所日として取り扱ってください。

なお、完全週休2日(土日)の取り組みにあたっては、現場閉所日について、週ごとに曜日を計画的に変更することは可能とします。

Q20 仮復旧期間など現場で作業を行わない期間も、休日取得としてよいか。

A20 仮復旧期間や試掘後に本体工事に着手するまでの期間など、一時的に工事を休止する期間が発生する場合や工場製作期間などは、週休2日制適用工事の対象期間外として取り扱ってください。

Q21 平日、悪天候で現場閉所し、監理技術者等が会社で事務を行った場合の取扱いはどうなるのか。

A21 現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとしているため、会社で事務作業を行った場合は、現場閉所としては扱いません。

Q22 現場閉所日に行うことができる巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要となる作業の具体例はどのようなものがあるか。

A22 具体的な例として以下のようなものが挙げられます。

- ・現場内の定期的な巡回パトロール
- ・コンクリート養生等の品質管理上で最低限必要な作業
- ・現場内の存置したポンプや発電機等の機器の維持管理や保守点検
- ・現場内の交通誘導警備

現場閉所計画書変更時の連絡方法等について

Q23 現場閉所を行う場合の連絡方法は具体的にどのようにして行うのか。

A23 提出済みの施工計画書等に則って現場閉所を行う場合や、工程会議等により事前に監督員が現場閉所日を把握している場合は、改めての連絡は必要ありません。

監督員が把握していない現場閉所を行う場合は、事前に発注者に対して、連絡日・変更前後の現場閉所日・変更理由等について、判明している範囲で電話又はメールにより連絡し、承認を受けてください(例えば連絡時に振替作業日が未定の場合においては、振替作業日の報告は、後日、追加でメール等を送る等でも可)。連絡後、発注者から確認メールが送信されます。

発注者からの確認メールは、現場完成日に提出する現場閉所実績報告書(様式1)に添付して提出してください。

Q24 現場閉所日の変更をメールで行う場合の記載事項を教えてください。(雛形はあるのか)

A24 原則として、以下の破線内の内容のとおり発注者へ送信してください。送信後、発注者より以下のとおり、確認メールが届きます。

送信日時	令和〇年〇月〇日
差出人	(例)上尾市〇〇課
タイトル	Re:現場閉所日の変更について
<p>標記の件について、承認します。</p> <p>監督員:〇〇</p> <p>-----Original Message-----</p> <p>From:株式会社〇〇建設</p> <p>To:(例)上尾市〇〇課</p> <p>Sent:〇〇</p> <p>Subject:現場閉所日の変更について</p> <p>>工事件名:〇〇工事</p> <p>>工事場所:上尾市大字〇〇地内</p> <p>>変更前の現場閉所日:令和〇年〇月〇日</p> <p>>変更後の現場閉所日:令和〇年〇月〇日 ※または未定</p> <p>>理由:(例)雨天中止のため</p> <p>(例)住民との協議による</p> <p>-----Original Message Ends-----</p>	

受注者
記載事項

Q25 雨天等により現場閉所とする場合、昼間及び夜間工事において、発注者への連絡時間の期限(タイムリミット)はあるのか。

A25 原則として、昼間の施工は当日 9:00、夜間の施工は当日 17:15 までの連絡とします。夜間の施工について、当日 17:15 までの閉所判断が困難と予測される場合は、事前連絡や発注者の承認は不要としますが、必ず後ほどメール等により連絡を行い、必要な対応について監督員等と協議してください。

Q26 連日の雨天が予測され、現場閉所日に複数日の変更が生じる場合は、複数日まと
めでの連絡でもよいか。

A26 事前の連絡であれば複数日をまとめた連絡も可とします。なお、発注者からの
確認メールは受注者から連絡のあった期間とし、連絡時期に近いものは複数日(複
数の連絡)をまとめて送信する場合があります。

工事現場における掲示について

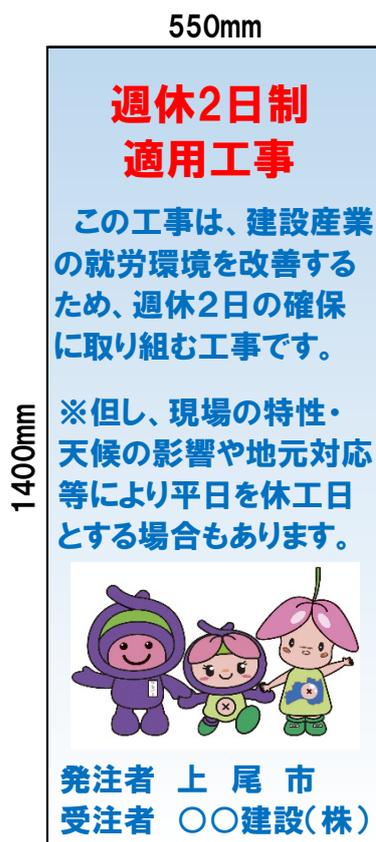
Q27 工事現場における週休2日制適用工事である旨の掲示方法(サイズ、様式等)は。

A27 掲示方法については、原則工事起点、終点の2箇所に掲示としますが、現場規模
によって変更する場合には監督員と協議してください。

看板サイズ、様式等のイメージとして以下に示します。

※下記イメージのように『但し、現場の特性・天候の影響や地元対応等により平日を
休工日とする場合があります。』もあわせて記載をお願いします。

看板イメージ



※原則、標記寸法とするが、
現場状況により変更する場
合は監督員と協議すること。